

虐待防止及び身体拘束の適正化 のための指針

特定非営利活動法人Gymnex
児童通所支援BambleGYM恵庭

1. 基本的な考え方

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行わない。

1. 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

2. 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

3. 性的虐待

利用者に対してわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。

4. 放棄・放置

利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

5. 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、その他不当に財産上の利益を得ること。

また、身体拘束は、利用者の活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。当法人の運営する指定障害児通所支援事業所「児童通所支援BambleGYM恵庭」（以下、「事業所」という。）では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない療育の実施に努める。

身体拘束の根拠となる法律

児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）

～個々の心身の状況を勘案し、障がい・特性を理解した上で身体拘束を行わない療育の提供をすることが原則である。例外的に以下の３つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがある。

（１）切迫性：生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと

（２）非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと

（３）一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

※身体拘束を行う場合には、上記三つの要件を全て満たすことが必要である

2. 虐待防止及び身体拘束の適正化のための委員会その他事業所内の組織に関する事項
(1) 虐待防止及び身体拘束（以下「虐待防止等」という）の適正化に努める観点から、「虐待防止委員会」（以下「委員会」という）において必要な事項を検討し、協議するものとする。

(2) 関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合があり、加えて法人内別事業と連携して委員会を開催する場合がある。

(3) 会議の実施にあたっては、テレビ会議システムを用いる場合がある。

(4) 委員会は、年に1回以上委員長が招集する。

(5) 委員会の議題は、委員長が定める。具体的には、次のような内容について協議するものとする。

①虐待防止等の指針の整備に関すること

②虐待防止等の職員研修の内容に関すること

③虐待および身体拘束等（以下「虐待等」という）について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること

④職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

⑤虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

⑥再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

3. 虐待防止等のための職員研修に関する基本方針

(1) 職員に対する虐待防止等のための研修の内容は、虐待防止等に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待等の防止を徹底する。

(2) 具体的には、次のプログラムにより実施する。

①障害者虐待防止法及び児童虐待防止法の基本的考え方の理解

②虐待等の種類と発生リスクの事前理解

③早期発見・事実確認と報告等の手順

④発生した場合の改善策

(3) 実施は、年1回以上行う。また、新規採用時には必ず虐待防止等のための研修を実施する。

(4) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存する。

4. 虐待発生時の報告方法等の方策に関する基本方針

(1) 虐待又はその疑いが発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。

(2) 緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

5. 虐待発生時の対応に関する基本方針

(1) 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、委員に報告する。虐待者が担当者本人であった場合は、他の上席者等に相談する。

(2) 委員は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行う。虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担当者を代行する。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理する。

(3) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じる。

(4) 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談する。

(5) 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知する。

(6) 施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告する。

(7) 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行う。

6. 身体的拘束発生時の報告・対応に関する基本方針

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施する。

①委員会の実施

緊急性や切迫性によりやむを得ない状況になった場合、委員会を開催し、三要件（1.切迫性 2.非代替性 3.一時性）の全てを満たしているかどうかについて評価、確認する。

また、当該利用者の家族等と連絡をとり、身体的拘束実施以外の手立てを講じることができかどうか協議する。

上記三要件を満たし、身体拘束以外の対策が困難な場合は、拘束による利用者の心身の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて検討し、その上で身体拘束を行う判断をした場合は、「拘束の方法」「場所」「時間帯」「期間」等について検討し確認する。

また、早期の段階で拘束解除に向けた取り組みの検討会を随時行う。

②利用者本人や家族等に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。

個別支援計画書に身体拘束を行う可能性を盛り込み、本人または保護者に同意を得る。

行動制限の同意書の説明をし、同意を得る。また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に家族等と締結した内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得た上で実施する。

③記録

専用の記録様式を用いて、その態様及び時間、心身の状況・やむを得なかった理由などを記録し共有するとともに、身体的拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討する。

また、実施した身体的拘束の事例や分析結果について、処遇職員に周知する。

なお、身体的拘束検討・実施等に係る記録は5年間保存する。

④拘束の解除

③の記録と再検討の結果、身体的拘束の三要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体拘束を解除し、利用者・家族等に報告する。

7. 虐待防止等に向けた各職種の責務及び役割

虐待防止等に向け、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応する。

8. その他の虐待防止等の推進のための必要な基本方針

本指針で定める研修会のほか、社会福祉協議会等により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図る。

また、身体拘束をしないサービスを提供していくためには、サービス提供に関わる職員全体で以下の点に十分に議論して共通認識をもつ必要がある。

- ・他の利用者への影響を考慮して、安易に身体的拘束を実施していないか
- ・サービス提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合のみ身体的拘束等を必要と判断しているか(別の対策や手段はないのか)

9. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

虐待防止のための指針は、求めに応じていつでも利用者及び家族等が自由に閲覧できるように、当法人のホームページに公表する。

附則

この指針は、令和5年9月1日より施行する。

この指針は、令和6年4月1日より施行する。

この指針は、令和7年4月1日より施行する。

この指針は、令和7年11月1日より施行する。